

総社市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第29号

総社市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(その他学校給食の提供を受ける者)

第3条 条例第2条第3号に規定するその他学校給食の提供を受ける者とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 学校の教職員

(2) 総社市学校給食センター条例（平成17年総社市条例第100号）に規定する給食センターの職員

(3) 臨時喫食者

(4) その他市長が必要と認める者

(学校給食の申込み)

第4条 学校給食費負担者（臨時喫食者を除く。）は、学校給食を受けるに当たり、総社市学校給食申込書を市長に提出しなければならない。

2 臨時喫食者は、学校給食の提供を受けようとする日の2週間前までに、総社市学校給食提供申込書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により申込書を提出した後、申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに総社市学校給食申込変更届を提出しなければならない。ただし、速やかに届出ができないやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(学校給食費の額)

第5条 条例第4条第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(学校給食費の額の調整)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の額を調整することができる。

(1) 児童又は生徒等が疾病、事故その他の理由により、市が学校給食を実施する日において、連続して5日以上学校給食を受けることができないとき。

(2) 児童又は生徒等が転入等の理由により、年度の途中から学校給食を受けるとき。

(3) 児童又は生徒等が転出等の理由により、年度の途中から学校給食を受けなくなるとき。

(4) 児童又は生徒等が食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の全部若しくは一部を受けることができないとき。

(5) 感染防止対策、気象警報発令等による学校の臨時休校その他の理由により学校給食を提供することができなかつたとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

(学校給食費の額の調整に関する届出)

第7条 学校給食費負担者は、次の各号に掲げる場合は、総社市学校給食（停止・再開）届を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1号、第3号又は第4号に該当するとき。

(2) 前号の事由により停止していた学校給食を再開するとき。

(学校給食費の減免)

第8条 条例第9条の規定による学校給食費の減額又は免除（以下「減免」という。）は、災害による被害により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別な事情があると認める場合に行うものとする。

- 2 前項の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、総社市学校給食費減免申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、減免の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

学校給食の区分	1食当たりの額
主食及び副食の場合（牛乳以外）	条例第4条第1項各号に定める額から牛乳の額を減じて得た額
牛乳のみの場合	牛乳の額
学校給食の提供を受けない場合	0円